

## 体育館空調の使用について

### 1. 運用基本方針

- ・文部科学省「学校環境衛生基準」に基づき、生命に関わる酷暑・極寒時は躊躇なく稼働する。
- ・体育及び部活動の時間においては、安易な空調依存を避け、自らの体温調節機能や体調管理能力を養うため、下記のとおり運用する。
- ・基準を設置することで、学校間に差が出ないように適切に予算を執行する。

### 2. 空調稼働・設定基準

区分	季節	目安室温	設定温度
体育／部活	夏季	28℃以上、または WBGT25 以上	28℃
	冬季	12℃以下	15～17℃
集会	夏季	26℃以上	25～26℃
	冬季	18℃以下	18℃

- ・夏季の運動時は、「涼しさ」ではなく「熱こもり防止」を目的とする。
- ・夏季・冬季とも、活動などに支障がない範囲で大風量送風機を併用する。

### 3. 管理・運用ルール

- ・リモコンは、教職員のみが操作する。生徒の自由な温度変更は禁止する。
- ・空調効率の維持及び故障防止のため、使用前にフィルター清掃を実施する。

### 4. その他

本基準は原則であり、突発的な気象変化、生徒の健康状態(熱中症警戒アラートの発表等)、または行事の性質等に応じて、最終的な稼働及び運用の判断は学校長が決定する。